統 審 議 第2号 平成19年 2月 9日

総 務 大 臣 菅 義 偉 殿

統計審議会会長 美添泰人

諮問第316号の答申 船員労働統計調査の改正について

国土交通省は、平成19年6月以降に実施される船員労働統計調査(指定統計第90号を作成するための調査)について、近年における船員を取り巻く労働環境及び船員需給の変化等を踏まえ、船員の報酬、雇用等の実態をより的確に把握するとともに、調査の効率的な実施を図るため、女性船員や外国人船員に関する調査事項の追加、一般船舶を対象とする6月調査における船員の年間総労働時間の一括把握への変更等の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

## 1 本調査の役割等

船員労働統計調査(以下「本調査」という。)は、船員労働者の労働環境が陸上 労働者と異なり、その就労時間と私的な時間を海上の船舶という空間で過ごすこと を余儀なくされる特殊な就業状況に置かれていることにかんがみ、昭和23年9月に 毎月勤労統計調査(指定統計第7号を作成するための調査)から分離して開始され た船員毎月勤労統計調査(指定統計第17号を作成するための調査)を前身としている。その後、昭和32年4月に船舶船員統計調査(指定統計第28号を作成するための調査)の給与関係の調査等を再編・統合して実施されてきた。このような沿革を有する本調査は、船員労働者に関する賃金及び労働時間の実態を明らかにする唯一の調査として位置付けられ、陸上労働者の労働実態に関する他の統計と合わせることにより、我が国の労働市場の全体像を明らかにする役割を担っていると考えられる。

本調査については、昨今のグローバル化や女性の社会参加の潮流など社会経済の変化をとらえる統計を各分野で整備することが要請されている中で、船員労働についてもその対応を行い、とりわけ船員労働者の国際的な流動化の高まりを踏まえ、船員の労働需給に影響を与える賃金及び労働時間の実態をより一層的確に把握していくことが求められている。

#### 2 今回の調査計画

### (1) 調査事項

今回、調査事項について、大きく2点の変更を計画している。

1点目は、一般船舶、漁船及び特殊船を対象とする各調査において、近年、増加傾向が見られる女性船員及び外国人船員に関する事項の追加を行う計画である。これについては、船員行政に必要な基礎資料を整備しようとするものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、一般船舶を対象とする調査(以下「一般船舶調査」という。)において、調査票の的確な記入を確保する観点から、「船員数」欄に内数として「うち外国人」を追加するとともに、各船員の年間総労働時間、報酬等を把握する欄において、備考欄への記入に代え、外国人か否か判別するための欄を追加することが必要である。

2点目は、一般船舶調査において、船員の労働時間の実態をより的確に把握するため、船員の年間総労働時間を6月調査で一括把握することとし、これに伴い、これまで6月調査で把握してきた月間総労働時間の削除及び年間総労働時間の推計のために実施してきた12月調査の廃止を行う計画である。

これらのうち、年間総労働時間を6月調査で一括把握すること及びそれに伴い 12月調査を廃止することについては、船員法(昭和22年法律第100号)において備付けが義務付けられる船内記録簿の情報を基に年間総労働時間を把握して調査の 簡素化を図るものであり、適当と認められる。

しかしながら、併せて6月の月間総労働時間の把握を取りやめる計画については、報酬と労働時間との関連分析等のための統計作成ができなくなることから適当ではなく、引き続きこれを把握することが必要である。

### (2) 集計事項

集計事項については、調査事項の追加、削除等に対応した変更を行う計画である。これについては、本調査が目的とする船員の報酬、雇用等の実態を明らかにし、統計需要へのより的確な対応を図る観点から、集計事項の充実を図ることが必要である。具体例としては、船舶の用途別・トン数別にみた船員の職位ごとの年齢階級別・経験年数別平均報酬額や、6月1か月間の報酬額と総労働時間数のクロス集計などについて検討する必要がある。

### 3 今後の課題

# (1) 一般船舶調査に関する母集団情報の的確な把握

標本調査として実施される一般船舶調査の母集団調査は10年前後の間隔で実施されており、母集団情報の劣化が懸念される。このため、一般船舶調査について、統計の精度の維持・向上を図る観点から、定期的に最新の母集団情報の把握及びその結果を踏まえた標本設計の見直しを行う必要がある。

## (2) ニーズに対応した的確な調査事項の設定

本調査による海上労働者と他の統計による陸上労働者のそれぞれの労働実態を合わせることにより、我が国の労働市場の全体像が明らかになると考えられることから、引き続き、船員を取り巻く労働需給の更なる変化等に的確に対応した調査事項を設定していくことが期待される。

このため、船員のうち部員の労働市場における流動性の状況など、船員の労働市場の実態について陸上労働者と比較可能な形で明らかにする観点から、企業規模、学歴及び勤続年数に係る事項を把握することについて研究・検討を行う必要がある。

### (3) ニーズに対応した集計・公表等

本調査は、船員の労働実態を明らかにする唯一の重要な情報となるものであるが、既存の集計内容は、行政施策上の必要性を前提として設計されていることから、広く一般に活用され得るものとなっていない。

このため、統計需要への的確な対応や結果利用上の便宜等に資する観点から、 更なる集計事項の充実等について検討することが必要である。